

品川区道路愛称名設置要綱

| | | |
|----|------------------|-----------|
| 制定 | 昭和 59 年 7 月 26 日 | 区長決定 |
| | 昭和 60 年 4 月 | 要綱第 249 号 |
| 改正 | 平成 7 年 5 月 | 要綱第 47 号 |
| 改正 | 平成 21 年 4 月 1 日 | 部長決定 |
| 改正 | 平成 24 年 3 月 31 日 | 部長決定 |
| | 平成 24 年 4 月 | 要綱第 92 号 |
| 改正 | 平成 27 年 3 月 6 日 | 部長決定 |
| | 平成 27 年 4 月 | 要綱第 71 号 |

(目的)

第 1 条 この要綱は、区民の日常生活に密接な係りのある品川区内の区道に愛称名を設置することについて必要な事項を規定し、もって、区道に対する親しみを醸成すると共に交通の利便に寄与することを目的とする。

(事業案内)

第 2 条 道路愛称名の整備に係る事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 愛称名を設定すべき道路（以下「該当道路」という。）の選定（起終点及び経過地の明示）
- (2) 該当道路に於ける愛称名の設定
- (3) 愛称名に対する区民意見の募集
- (4) 道路標識の整備
- (5) 愛称名の普及

(実施区域)

第 3 条 道路愛称名の整備を実施する区域は、品川区全域とする。

(委員会の設置)

第 4 条 該当道路の選定、起終点、愛称名の選定等、具体的検討を行うため、品川区道路愛称名選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の事務局は防災まちづくり部土木管理課に置く。

(委員会の構成)

第 5 条 委員会は、会長・副会長及び次に掲げるものにつき、区長が委嘱または指定する委員で構成する。

- (1) 学識経験者 3 名
- (2) 地域代表 4 名
- (3) 関係区職員 3 名

(会長及び副会長の選任権限)

第 6 条 会長は、防災まちづくり部を所管する副区長とし、副会長は、防災まちづくり部長とする。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(愛称名の決定)

第7条 該当道路・道路愛称名等については、委員会の報告に基づき、広報しながら等で広く区民の意見を求め十分検討を加えた上で、区長が決定する。

(愛称名の普及)

第8条 愛称名が広く利用され、親しまれるよう次の普及活動をおこなう。

- (1) 区広報への掲載
- (2) 関係機関への通知
- (3) 区刊行の地図等への記載
- (4) 一般刊行物における愛称名の使用依頼
- (5) 愛称名を表示した道路標識の設置

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は防災まちづくり部長が定める。

付則

この要綱は、昭和59年7月26日より施行する。

付則（平成7年5月22日第4条、第8条改正、第9条追加）

この要綱は、平成7年5月22日より施行する。

付則（平成21年4月1日組織改正による部の名称変更）

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

付則（平成24年4月1日組織改正による部の名称変更）

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

付則（平成27年4月1日組織改正による部の名称変更）

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。